

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件二件 四九
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件三件 四〇
- 道路の区域を変更する件三件 四二
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 四三
- 落札者を決定した件二件 四三

## 告 示

### 福島県告示第五百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年九月十二日から令和八年一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス須賀川駅前店 福島県須賀川市栄町二百九十番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社コスモス薬品  
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭  
住所 福島県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社コスモス薬品

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

住所 福島県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年四月二十九日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十八平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十八台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四十五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 九・四四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

七 届出年月日

令和七年八月二十八日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第五百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規

模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年九月十二日から令和八年一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和七年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス白河老久保店 福島県白河市老久保十二番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社コスモス薬品  
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭  
住所 福島県福島市博多区博多駅東二丁目十番一号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社コスモス薬品  
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭  
住所 福島県福島市博多区博多駅東二丁目十番一号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和八年四月二十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千三百七十一平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおりに  
(二) 収容台数 七十一台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおりに  
(二) 収容台数 二十台
- 3 荷さばき施設的位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおりに  
(二) 面積 五十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおりに  
(二) 容量 十・七五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 数 二箇所  
(二) 位置 別紙図面のとおりに
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
  - 七 届出年月日  
令和七年八月二十八日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年九月十二日から同年十月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
令和七年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル南相馬原町店 福島県南相馬市原町区日の出町百九番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百一号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年九月十二日から同年十月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和七年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハードオフ福島南店・福宝福島店 福島県福島市鳥谷野字扇田六十五番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

福島県告示第六百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年九月十二日から同年十月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ伊達箱崎店・直売所 福島県伊達市箱崎字東六番ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道山都 柳津線	河沼郡会津坂下町大字 東松字外手乙五七番三 地先から 同 郡同 町大字 東松字本名一八九番一 地先まで	変更前	A 一〇・〇〇	四三五・七
		変更後	A 一〇・〇〇 A 一七・三〇 B 一一・五〇 五四・六〇	四三五・七 四三二・八

（道路計画課）

福島県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

（商業まちづくり課）

道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道別舟 渡線	河沼郡会津坂下町大字 東松字外手乙五七番三 地先から 同 郡同 町大字 片門字上新田場甲二九 三五番八地先まで	変更前	A 九・八〇 二一・〇〇	八一〇・二
		変更後	A 九・八〇 二一・〇〇 B 二六・〇〇 一二七・〇〇	八一〇・二 七五五・一

（道路計画課）

福島県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 二本松線	相馬郡飯館村字長泥八 六番地先から 同 郡同 村字長泥一 〇四七番一地先まで	変更前	五・一〇 一三・五〇	六〇〇・九
		変更後	七・〇〇 一八・三〇	六〇〇・九

（道路計画課）

## 公 告

## 公告第百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和七年九月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

福島市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

監事 樋口 信英

福島市大笹生字羽根通三四番地

就任した役員

役別 氏名

住所

監事 安達 浩子

福島市南沢又字玄場町四三番地

（農村計画課）

## 公告第172号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道289号・（仮称）平石山トンネル工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年9月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札にかかる建設工事の件名及び数量  
国道289号・（仮称）平石山トンネル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年7月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
前田・永洗・福浜大一特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
- 5 落札金額  
3,053,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年5月16日

（土木総務課）

## 公告第173号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年9月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
放射イミュニティ試験システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年7月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
高千穂精機株式会社 東京都八王子市北野町507番地8
- 5 落札金額  
72,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年6月6日

（入札用度課）